

令和 3 年 9 月 3 0 日

## 催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

本県における「まん延防止等重点措置」が9月30日をもって終了し、国の事務連絡に沿って1か月間（10月30日までの間）、経過措置が適用されることに伴い、本県の感染状況等を踏まえ、催物（イベント等）開催に係る留意事項別添10についてお示しするもの。

## イベント開催制限等〔香川県全域〕

対象期間	収容率※	人数上限※	営業時間
まん延防止等重点措置期間 (8/20~9/30)	大声なし 100%以内 (収容定員がない場合は、 密にならない程度の間隔)	5,000 人	21 時まで
経過措置期間 (10/1~10/30)	大声あり 50%以内 (収容定員がない場合は、 十分な人と人との間隔 (1m))	5,000 人 又は 収容定員 50%以内 (≤10,000 人) のいずれか大きい方	制限なし
経過措置期間後 (10/31~)		5,000 人 又は 収容定員 50%以内 のいずれか大きい方	

※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。

別添 10	: 催物（イベント等）開催に係る留意事項（第2版）	} (省略)
別紙 1	: 感染防止策チェックリスト	
別紙 2	: 必要な実積疎明資料の判定	
別紙 3	: 催物結果報告フォーム	
別紙 4	: 事前相談窓口（香川県）	
参考 1	: イベント開催時の必要な感染防止策	
参考 2	: 大声での歓声・声援等のイベント例	
参考 3	: 感染状況に応じたイベント開催制限等	

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

- 「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和3年9月28日付け事務連絡) ほか